

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	11	府省庁名	経済産業省															
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																	
要望項目名	（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長等																	
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電気供給業等</th> <th colspan="3">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</th> </tr> <tr> <th>課税標準</th> <th>収入金額</th> <th>所得割</th> <th>付加価値割</th> <th>資本割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率</td> <td>1.05% (0.75%)</td> <td> 400万円以下の金額 1.9% (0.3%) 400万円超 800万円以下の金額 2.7% (0.5%) 800万円超の金額 3.6% (0.7%) </td> <td>1.2%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> ※（ ）内は特別法人事業税分を除く税率 ・特例措置の内容 電気供給業に係る法人事業税の課税方式は収入金課税方式が採用されており、収入金額全体に対して課税されることとなるが、例えば、B社からX円で電気を調達したA社が、電気の使用者に対してX+Y円で電気を供給した場合、何ら措置を講じなければ、A社の収入金であるX+Y円、B社の収入金であるX円の両方が課税対象となり、X円分の二重課税が生じることとなる。このため、二重課税を回避する観点から、地方税法第72条の24の2第1項及び地方税施行令第22条第7号において、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額分については自社の収入金から控除可能とされている。 平成30年10月に間接オークション制度（注）を導入したことにより、卸電力取引所を介した同一法人内における大量の自己約定が発生することになったが、卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税施行令第22条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。 （注）発電設備を保有する事業者が、連系線を活用し、当該発電設備を保有する地域以外の地域において小売供給を行う場合、卸電力取引所を経由することとしたもの このため、平成30年度の税制改正において、電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入れと売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。 この特例制度は令和2年度末までの時限措置として講じられたのち、令和3年度及び令和6年度の税制改正において延長され、令和8年度末までの時限措置として講じられた。連系線のより効率的な運用の観点から、間接オークション制度は令和9年度以降も継続する予定であり、卸電力取引所経由の自己約定が発生する見込みであることから、3年間の延長を要望する。 あわせて、第221回国会で成立した電気事業法改正法において、従来の卸電力取引所を短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所及び需給調整卸電力取引所の3類型に分けたことを踏まえて、同法の改正に伴う所要の措置を講じる。				電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）			課税標準	収入金額	所得割	付加価値割	資本割	税率	1.05% (0.75%)	400万円以下の金額 1.9% (0.3%) 400万円超 800万円以下の金額 2.7% (0.5%) 800万円超の金額 3.6% (0.7%)	1.2%	0.5%
	電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）																
課税標準	収入金額	所得割	付加価値割	資本割														
税率	1.05% (0.75%)	400万円以下の金額 1.9% (0.3%) 400万円超 800万円以下の金額 2.7% (0.5%) 800万円超の金額 3.6% (0.7%)	1.2%	0.5%														
関係条文	地方税法 第72条の12 附則 第9条第19項 地方税法施行令 第22条 附則 第6条の2第9項																	
減収見込額	[初年度] — (▲1,458) [平年度] — (▲1,458) [改正増減収額] — (単位：百万円)																	

要望理由	(1) 政策目的 電力システムに関する基本方針（平成 25 年 4 月閣議決定）に基づく電気事業法の改正により（平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立）、平成 28 年 4 月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働する、広域メリットオーダーの達成が必要とされている。他方で、平成 30 年 9 月以前においては、地域間の連系線利用ルールとして「先着優先ルール」が存在し、これにより連系線の空き容量が十分でない場合には連系線を利用できないため、広域メリットオーダーの達成への障壁となっていた。 こうした状況を踏まえ、平成 30 年 10 月に、コストの安い電源順に送電することを可能とする間接オークション制度が導入され、公平な競争環境の下での連系線のより効率的な利用、そして広域メリットオーダーの達成が促進されてきた。 一方で、小売事業者から需要家への電力販売による収入に基づき課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については、卸電力取引所経由のものも含めて、課税標準から控除できる一方で、同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には実態の変わらない自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。このため、本税制措置により卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保することが必要。 (2) 施策の必要性 上述のとおり、課税の公平性確保及び連系線のより効率的な運用の促進のため、これに必要な税制上の整備が必要である。 なお、本二重課税は、電気・ガス・保険業のみに適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	政策の達成目標	広域メリットオーダーの達成を通じた、小売電気業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給の実現。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間の延長）
	同上の期間中の達成目標	電力スポット市場にて取引される電力価格の低減 電力スポット市場においてエリア分断が生じていない場合に算出される全国共通の単一価格であるシステムプライスの年平均値に対する地域ごとに需給バランスを反映し決定される実際の取引価格であるエリアプライスの年平均値の割合を、令和10年度に110%とする。
	政策目標の達成状況	電力スポット市場においてエリア分断が生じていない場合に算出される全国共通の単一価格であるシステムプライスの年平均値に対する地域ごとに需給バランスを反映し決定される実際の取引価格であるエリアプライスの年平均値の割合は、令和7年度において119%であった。
有効性	要望の措置の適用見込み	電気事業者のうち、150～200社程度が適用対象となる見込み。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	従来、電気事業者の卸電力取引所における同一法人内の自己約定は、グロス・ビディング（注）による場合を除き、ほぼ発生することはなかったが、平成29年度10月に間接オークション制度が導入されたことにより、卸電力取引所における同一法人内の自己約定が大幅に増加した。 この点、グロス・ビディングを除く卸電力取引所における同一法人内の自己約定については、会計上、グロス処理が行われるため、同一法人内の売り約定価格と買い約定価格が共に法人事業税の課税標準となるが、これらに対しては、現行の地方税施行令第22条第7号が適用できないため、経済的な二重課税が発生することになる。 本措置は、卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する経済的な二重課税を防止するためのものであり、新たに税収減が生じることはないと考えられる。 （注）グロス・ビディングとは、旧一般電気事業者の社内取引分を含めて取引所を介して売買する取組である。本取組は令和5年10月に休止し、令和7年6月に廃止を決定したため、現在は実施されていない。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の 妥当性	本措置は収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ提供されている税制がなければ措置する必要がないものであることから、補助金等の代替手段ではなく、租税特別措置による措置が適当。
--	--	---------------	---

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	(一社)日本卸電力取引所によると、取引所において自己約定取引をした事業者数の実績(直近3年度分)は以下のとおり。				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	自己約定取引者数	150	164	186		
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績					
		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	適用総額(千円)	423,266,600	594,554,689	138,826,406		
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税施行令第22条第7号が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。本件は二重課税を防ぐための措置であるため、租税特別措置が手段として適切である。				
	前回要望時の達成目標	連系線利用における公平な競争環境を確保し、連系線のより効率的な利用を促進する。そのために、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避し、課税の公平性を確保する。				
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	電力スポット市場においてエリア分断が生じていない場合に算出される全国共通の単一価格であるシステムプライスの年平均値に対する地域ごとに需給バランスを反映し決定される実際の取引価格であるエリアプライスの年平均値の割合で達成度を評価すると実績は下表のとおり。令和5年度は116%と目標値(115%)をほぼ達成した。未達となった要因は、連系線の設備容量による制約や市場環境の影響等、本税制措置以外の要因が考えられる。				
		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		割合	117	116	116	119
これまでの要望経緯	平成30年10月に予定されていた間接オークション制度の導入に先立ち、平成30年度の税制改正要望にて、電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入れと売り入れを同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額(同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る)に相当する収入金額に対する法人事業税に対する特例を要望。その後、令和3年度税制改正要望、令和6年度税制改正要望において措置の拡充・延長を要望した。					

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長等

○自己点検においては、以下のとおり、中期アウトカムをほぼ達成したと評価した。未達となった要因は、連系線の設備容量による制約や市場環境の影響等、本税制措置以外の要因が考えられる。

- スポット市場におけるシステムプライス（エリア分断が生じていない場合の約定価格）の年平均値に対するエリアプライス（エリア分断が生じている場合の当該エリアにおける約定価格）最高値の年平均値の割合は、令和2年度以降概ね横ばい傾向。平成30年度の157%と比較して、令和5年度は116%と目標値（115%）をほぼ達成した。

○そもそも、本税制措置は、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避するために講じるものである。そのため、中長期アウトカムを達成していたとしても、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税が回避されない限りは継続すべき性質のものである。

○そのため、自己点検では中期アウトカムをほぼ達成したと評価したが、令和9年度以降も、卸電力取引所の間接オークション制度が恒久的に継続され、引き続き、同取引所における同一法人内の自己約定取引が発生することから、本税制措置を継続するための要望をすることとした。

（注）自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性